

○伊奈町環境基本条例  
平成12年12月27日  
条例第28号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
  - 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条—第22条)
  - 第3章 環境審議会(第23条—第25条)
  - 第4章 補則(第26条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 公害の防止など環境への悪化を防ぎ、併せて環境の質を高めることをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康でかつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の低質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての町民が健康で安全かつ快適な環境の恵みを楽しむ社会の実現を図るとともに、これを将来にわたつて継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が社会経済活動その他の活動をとおして、自主的かつ積極的にこれを推進しなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境に密接に関わっていることに鑑み、国際的な認識の下に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物になった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たつて、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するため、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は基本理念にのっとり、環境の保全及び創造を図るため、日常生活において環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たつては、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るよう総合的かつ計画的に行われるように努めなければならない。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、伊奈町環境基本計画(以

下「環境基本計画」という。)を策定するものをいう。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民の意見を聴いたうえ、伊奈町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定した時は、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(定期報告)

第9条 町長は、環境の状況、町が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について定期報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境基本計画との整合)

第10条 町は、環境に影響を及ぼす恐れのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減を図るよう必要な措置を講ずるとともに、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(規則の措置)

第11条 町は、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要があるときは適切な規制の措置を講ずるものとする。

(支援措置)

第12条 町は、町民及び事業者が環境への負荷の低減のための施策の整備その他の環境の保全及び創造に関する施策に資する措置をとることを助長するため、必要があるときは、適正な助言その他の支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業の推進)

第13条 町は、下水道、廃棄物の処理その他の環境の保全に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、自然環境の保全及び動植物の生息、育成の場の確保、適正な水環境の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第14条 町は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品及び役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第15条 町は、関係機関と協力して、町民及び事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びにこれらによる者の自発的な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、町は特に児童、生徒の教育及び学習を積極的に推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第16条 町は、事業者、町民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源活用活動その他環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 町は、第15条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(町民の意見の反映)

第18条 町は、環境の保全及び創造に関する施策に、町民及び民間団体等の意見が反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査等の体制の整備)

第19条 町は、環境の状況を把握し、又は環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(総合調整等のための体制の整備)

第20条 町は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境の保全の推進)

第21条 町は、国際的な認識の下に、国、県その他関係機関と連携して、地球の温暖化防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

(国、県等との協力)

第22条 町は、広域的な取り組みが必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第23条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、伊奈町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更に関する事項について調査審議する。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、環境の保全及び創造に関する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織及び委員)

第24条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 識見を有する者 3人以内

(2) 関係行政機関の職員 2人以内

(3) 町民 3人以内

(4) その他町長が必要と認める者 5人以内

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の運営)

第25条 前2条に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。